

労働者派遣に関する労使協定

川重岐阜エンジニアリング株式会社と川重岐阜エンジニアリング労働組合は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

なお、業務形態（派遣・請負）の如何に関わらず、社則に従い処遇する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で航空機他に関する各種技術業務（構造設計、装備設計、解析業務、試験業務、ソフトウェア開発、作業計画業務、プログラム開発等）に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。

2. 対象従業員については、派遣先が変更となっても、長期的なキャリア形成を行い、派遣労働以外の一般の従業員との不合理な差が出ないように、本労使協定の対象とする。
3. 川重岐阜エンジニアリング株式会社は、対象従業員について、労働契約の期間中に特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、賃金規則（社則番号：235100）による賃金とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の賃金は、一般の従業員と同じく賃金規則に基づき算定し決定する。

その際に、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同等以上を確保する。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、2023年8月29日公表 令和4年度の「賃金構造基本統計調査」から「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の「119 その他の技術者」とする。
- (2) 通勤手当は、第7条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が岐阜県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「2101 岐阜計」により調整

（基本給・賞与）

第4条 対象従業員の基本給・賞与は、賃金規則に基づき算定し支給する。

- (1) 別表1「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」の「2 地域調整（岐阜計 102）」と同等以上とする。
- (2) 別表2「対象従業員の基本給及び賞与の額」と同等以上とする。

（勤務評価等）

第5条 対象従業員の勤務評価は、人事考課規則（社則番号：233300）に基づき評価し、同じ職務の内容であったとしても、その経験や能力の向上があると認められた者については、賃金規則に従い賃金の加算を行う。

また、より高度な職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力・経験に応じた派遣就業の機会や相応な自社の業務を提示するように努めるものとする。

(各種手当)

第6条 対象従業員の時間外労働時間に対する手当、深夜・休日労働に関する手当は、賃金規則に基づき、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第7条 対象従業員の通勤手当は、通勤費支給規程（社則番号：235110）に基づき支給する。

(退職金)

第8条 対象従業員の退職金は、退職金規則（社則番号：236100）に基づき算定し決定する。

(1) 退職金の支給に必要な最低勤続年数は、3年とする

(2) 別表4に示すように退職金は、別表3「令和4年度中小企業の賃金、退職金事情（東京都）大卒の場合」に示す一般の労働者の平均的な退職金の額と同等以上である。

(賞与の決定)

第9条 対象労働者の賞与の決定は、期末手当支給規程（社則番号：235120）に基づき算定し決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 対象従業員の福利厚生その他の賃金以外の待遇については、就業規則（社則番号：234100）に基づき待遇する。

(教育訓練)

第11条 対象従業員の教育訓練は、能力開発・人材育成規則（社則番号：321100）に基づき実施する。
なお、その教育内容は年度教育計画に従って行うものとし、その際労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練を含むものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間とする。

2024年3月31日

川重岐阜エンジニアリング株式会社
取締役社長 永山 慶

川重岐阜エンジニアリング労働組合
執行委員長 野村 智喜



労働者派遣に関する労使協定（一般賃金に関する確認表）

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）
(単位：円)

			基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	119その他の技術者	職業安定業務統計	1,250	1,439	1,578	1,601	1,686	1,838	2,289
2	地域調整	岐阜計101.2	1,265	1,457	1,597	1,621	1,707	1,861	2,317

記入上の注意

- ※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調査指数を乗じた数値を記載
- ※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達の定める地域指数を乗じた数値を記載

判定

△

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額 (単位：円)

職務の内容	1年	2年	3年	5年	10年	20年
航空機製造に関する技術者 (勤続別)	1,909	2,077	2,029	2,149	2,812	3,380

記入上の注意

- ※1 派遣労働者の基本給及び賞与の合計を時給換算したものを記載
(習熟加算等は数値に含まれる。)
- ※2 勤続年数別に平均値を記載
- ※3 別表2の金額が別表1で示す一般的な労働者の平均的な賃金と同等以上になっていることを確認
- ※4 別表2の金額表示がないところについては該当者がいない為、空欄としている

別表3 中小企業の一般的な労働者の平均的な退職金の額 (単位：千円)

勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	37年
大学卒（会社都合）	641	1,498	2,658	4,147	5,782	7,542	10,918
大学卒（自己都合）	470	1,121	2,129	3,431	4,906	6,536	—

(資料出所) 「令和4年度中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」における退職金金額

判定

△

別表4 当社の退職金の額 (単位：千円)

勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	37年
定年退職金	644	1,584	3,660	6,953	10,336	13,675	17,901
自己都合退職金	445	1,241	2,342	4,635	8,813	12,128	17,006

(備考) 退職金の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。